

米国連邦裁判所の広域係属訴訟 (MDL) における 包括的和解のメカニズム

内 海 博 俊

- 一 はじめに
- 二 MDL とそこでの包括的和解
- 三 結語に代えて

一 はじめに

前世紀末、とくにいわゆる大量不法行為 (Mass Tort) に関して、連邦民事訴訟規則23条が定めるクラス・アクション (を舞台とする和解) によるその大規模かつ一括的な解決の試みは挫折を迎えたといわれる⁽¹⁾。またそれ以後も、クラス・アクションに対する締め付けは、立法⁽²⁾と判例⁽³⁾の両面から強められる傾向にある。対照的に、いわゆる広域係属訴訟 (multi-

(1) See, *Amchem Prods., Inc. v. Winsor*, 521 U. S. 591 (1997), *Ortiz v. Fibreboard Corp.*, 527 U. S. 815 (1999).

(2) 1995年の私人による証券訴訟改革法 (Private Securities Litigation Reform Act of 1995, PSLRA), 及び2005年のクラス・アクション公正法 (Class Action Fairness Act of 2005, CAFA) がよく知られる。

(3) 例えば、クラスの認証要件に関する *Wal-Mart Stores, Inc. v. Dukes*, 564 U. S. 338 (2011), クラス・アクションを不可能にする仲裁条項の許容性に関する *AT & T Mobility LLC v. Concepcion*, 563 U.S. 333 (2011) など。

district litigation, MDL)⁽⁴⁾とその過程で交渉・締結される包括的和解(global settlements)が、クラス・アクションに代わる集団訴訟処理のための枠組みとして脚光を浴び、今や合衆国において、MDLを念頭に置かずして集団訴訟を論じることは考えにくくなっている⁽⁵⁾⁽⁶⁾。本稿では、制度の概略を必

(4) MDLに関する邦語文献として、浅香吉幹「広域係属訴訟(一)(二・完)」法協103巻4号749頁・5号944頁。近時のものとして、ワインスタイン＝永野厚郎『『米国におけるクラスアクション及び集団訴訟の現状と課題』——大量被害不法行為訴訟を中心として——』司法研修所論集120号60頁以下、浅香「アメリカの大規模民事紛争「解決」：引き潮のクラス・アクションと上げ潮の広域係属訴訟」東大法科大学院ローレビュー11号212頁、同・アメリカ民事手続法(第2版)(弘文堂、2016)48頁以下、佐藤政達「米国における集団訴訟運営の一側面——多管轄係属訴訟(広域係属訴訟)(Multidistrict Litigation)の実務と考えられる問題点(上)(中)(下)」NBL963号56頁・964号55頁・965号70頁、樺博行「大規模不法行為訴訟における連邦裁判所と州裁判所の協働」白鷗法学21巻2号1頁、同「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での広域係属訴訟手続——クラス・アクションから広域係属訴訟手続への移行」法政論叢51巻2号177頁、同「大規模不法行為訴訟上の和解を巡る問題」白鷗法学22巻2号79頁などがある。なおMultidistrict Litigationの邦訳については「多管轄係属訴訟」と「広域係属訴訟」とが使われているが、本稿ではさしあたり、現地で一般的なMDLという略称を用いることとする。

(5) 筆者は、2017年から2018年にかけて、中堅ないし若手研究者による複雑訴訟(Complex Litigation)の講義を異なる2つのロー・スクールで聴講する機会に恵まれた。MDLは、いずれの講義においても主要部分、少なくともクラス・アクションに次ぐ地位を占めるに至っている。聴講を許可して下さったTroy McKenzie(ニューヨーク大学)・Maureen Carroll(ミシガン大学)の両先生には、この場を借りて厚くお礼申し上げたい。本稿は両先生の講義内容から多くの示唆を受けているが、当然ながら、誤りは筆者に帰すべきものである。

(6) もちろん、米国におけるクラス・アクションの重要性は依然として軽視すべきものではなく、また後述するようMDLとクラス・アクションは必ずしも相互排他的なスキームというわけではない。

要な限りで確認したのちに、MDLを⁽⁷⁾⁽⁸⁾集団訴訟における終局的解決の手段として利用することを可能にしている包括的和解の成立メカニズムについてやや立ち入った紹介を試みる。

二 MDL とそこでの包括的和解

1 MDL の概要

(1) 28 USC §1407 と JPML

MDLは、1968年に連邦議会により立法化(28 USC §1407)された、直接には連邦地方裁判所間における民事事件の移送(transfer)および併合(consolidation)に関する制度である。28 USC §1407によれば、①複数の⁽⁹⁾地方裁判所に係属する民事訴訟を、②「共通の事実問題(common question of fact)」の存在⁽¹⁰⁾を要件として、③目的をプレトリアル手続に限定して、特定の受送裁判所(transferee court)——ただし連邦地方裁判所は合議制を採らないことから、特定の裁判官といってもよい——のもとに移送および併合することが、④連邦最高裁長官により選任される7名の連

(7) 一部の先行業績(ワインスタイン=永野・前掲注(4)、佐藤・前掲注(4))は、著者の属性も関係してか、制度運営者≒裁判所からの視点を中心に置いているように見受けられる。

(8) 本稿は、アメリカ集団訴訟のうちクラス・アクション以外の部分に光を当てるという意味においては、別稿(内海博俊『『共通の訴訟代理人』に関する手続法学の充実に向けて』高田裕成=山本弘=山本克己=松下淳一=畑瑞徳編・民事訴訟法の理論高橋宏志先生古稀祝賀論文集(有斐閣、2018)185頁)と共通の関心に基づく。

(9) 当初の併合時点では未だ提起されていない事件についても、後を追って受送裁判所に合流(移送・併合)させることができる。

(10) したがって、法律上の争点だけが共通である場合は含まれない。

(11) 例えば連邦民事訴訟規則23条(a)(b)が定めるクラス・アクションの認証要件と比較すれば、その緩やかさは際立っているといえよう。

邦下級審判事により構成された常設の合議体である「広域係属訴訟のための司法パネル (Judicial Panel for Multidistrict Litigation, JPML)」⁽¹²⁾の判断によって認められる。⁽¹³⁾ JPMLは「当事者及び証人の便宜に資し、かつ公正かつ効率的な訴訟の遂行を促進する」⁽¹⁴⁾と判断した場合に移送を決定するとされているが、⁽¹⁵⁾上訴の余地が限られることもあり、JPMLの判断には裁量の余地が大きい。

受送裁判所では、JPMLが選んだ特定の裁判官がMDL、正確にはそこに含まれる請求のための「協調的又は併合されたプレトリアル手続 (coordinated or consolidated pretrial proceedings)」⁽¹⁶⁾——その中心は共通の争点に関するディスカバリである——を取り仕切ることになる。しかし、移送・併合の目的をプレトリアル手続に限ることから、⑤プレトリアル手続が終了すれば、事件はそれぞれ、もと係属していた裁判所へと逆送 (remand) される建前である。ただし、その建前は後述する通り必ずしも尊重されていない。

(12) 佐藤・前掲注(4)963号62頁は、JPMLの役割を「純粋な裁判機能とも純粋な司法行政機能とも異なる」ものと分析する。

(13) 28 USC §1407に基づく移送・併合後にJPMLにより認知された後続訴訟 (tag-along actions) は、より簡易な手続で受送裁判所へと移送される。佐藤・前掲注(4)964号58頁参照。

(14) 28 USC §1407(a).

(15) JPMLによる移送決定の一例として、IN RE: VOLKSWAGEN “CLEAN DIESEL” MARKETING, SALES PRACTICES, AND PRODUCTS LIABILITY LITIGATION, available at <https://www.cand.uscourts.gov/crb/vwmdl> (last visited at 26/09/2018). なお、この例のように社会的注目度の高いケースであっても、JPMLの決定文はそれほど詳細な理由の説明を伴うものにはならないのが通常である。

(16) 28 USC §1407(a).

(2) 沿革

ア 立法までの経緯

28 USC §1407 の沿革については、浅香教授による詳細な紹介があるため、ここでは深入りしない。⁽¹⁷⁾ 要約すれば、1960年代前半に起きた超大規模訴訟である電気機器反トラスト法事件 (Electrical Equipment Antitrust Cases) に際して、連邦裁判所が事件数の爆発的增加によって機能不全に陥ることを防ぐために創設されたアド=ホックな調整委員会が、各地の裁判官から任意による協力を得つつディスカバリ手続等を計画的かつ効率的に実施し、早期に和解による終結を実現させたというある種の成功体験に基づき、これを制度化すべく立法が行われたものが 28 USC §1407 である。以下では、いくつか補足的なコメントを付すに止める。

イ 訴訟管理の申し子

MDL においては、共通の争点に関するディスカバリを中心とするプレトリアル手続の「公正かつ効率的」な進行が求められるが、その実現は、後述する原告側弁護士の組織化を含めた受送裁判所の強力なイニシアティブによって図られている。こうした裁判所による訴訟管理 (case management) が、MDL においては常態化している。そのことは、プレトリアル手続、とりわけディスカバリは当事者および代理人弁護士間において行われ、裁判所は原則として関与しないものであるという米国民事訴訟に関する伝統的なイメージとは必ずしも合致しない。なお現在では、裁判所によるプレトリアル手続へのより積極的な関与が民事訴訟一般において少なくとも許容されるところとなっているものの、訴訟管理という考え方自体、前記の電気機器反トラスト法事件処理の経験を先駆として、集団訴訟

(17) 浅香・前掲注(4)法協103巻4号759頁以下。

を含む複雑訴訟においてまず普及したものともいわれる⁽¹⁸⁾。だとすれば、その系譜を引き継ぐMDLが裁判所による積極的な訴訟管理を前提として機能していることは、当然の成り行きと言ってもよさそうであり、歴史的にも実際的にも、MDLは米国における裁判官による訴訟管理の申し子ともいうべき位置にあるとも評しえよう。

ウ 連邦民事訴訟規則23条との関係性

他方、集団訴訟という観点からMDLを眺める場合、28 USC § 1407が1960年代に立法されたという事実は、1966年の連邦民事訴訟規則改正によってほぼ現在の形に整備された同規則23条におけるクラス・アクションとの関係について関心を呼び起こす。基本的に独立に行われていたとされる2つの起草作業であるが、近時の研究⁽¹⁹⁾により、双方の起草関係者が両制度の関係について話し合いの機会を持っていたことが明らかにされつつある。もっとも、そのことから両制度の守備範囲が一義的に定まるわけではないこともまた当然であり、クラス・アクションとMDLの関係をめぐる議論はなお尽きていない。

エ Self-Transfer とその禁止

MDLの性格を大きく左右する解釈問題として、受送裁判所による自己移送(self-transfer)の可否という問題がある。受送裁判所が、28 USC § 1407に基づきJPMLによって移送されてきた事件を、当該訴えを提起することができたはずの他の地方裁判所への(プレトライアル目的に限られない全面的な)移送権限を定める28 USC § 1404⁽²⁰⁾(a)に基づいて、自己の

(18) 溜箭将之・英米民事訴訟法(東京大学出版会、2016)84頁。

(19) Andrew D. Bradt, "A Radical Proposal": *The Multidistrict Litigation Act of 1968*, 165 U. PA. L. REV. 831, 866 (2017).

もとに改めて移送し、トライアルを実施することができるかという問題である。JPMLは、当初これを可能とする立場をとっており⁽²¹⁾、これによって、⁽²²⁾ 受送裁判所は、§1404(a)が許す限りにおいて、MDLの一部をなすものと

(20) 「当事者及び証人の便宜のため、司法の利益において、地方裁判所はいかなる民事訴訟をも、当該訴訟が提起されることのできた他のどの地区又は部へも移送することができる。」28 USC §1404(a)。

(21) 浅香・前掲注(4)法協103巻5号953頁、佐藤・前掲注(4)NBL964号62頁。

(22) なお本稿の限界を超えるが、その範囲はそれ自体として大きな問題である。すなわち、合衆国においては、被告への対人管轄権 (personal jurisdiction) を当該州の裁判所が有する州に所在する連邦裁判所にのみ訴えを提起できるのが原則(連邦民事訴訟規則4(k)(1)(A))である(浅香・前掲注(4)アメリカ民事訴訟法(第3版)58頁参照)が、その参照元となるべき州裁判所の管轄権の範囲は、長期にわたる判例の展開にもかかわらず、今日においても明確とはいいがたい(さしあたり、浅香・同53頁以下、溜箭・前掲注(18)41頁以下を参照)からである。MDLにおいて、一部の原告による請求が当初から適法に受送裁判所に係属していること(JPMLが、すでに一部の事件が係属している裁判所を受送裁判所に選ぶこと)は少なくないが、その場合でも、JPMLの命令により他州に所在する地方裁判所から移送されてきた事件につき、受送裁判所(所在州)に対人管轄権が認められる保証はない(逆に、トライアルを行わない前提だからこそ、MDLにおいては受送裁判所所在州裁判所の管轄権の有無を問うことなく大規模な移送を行うことができる建付けとなっている)。とりわけ、法人被告に対するいわゆる一般対人管轄権 (general personal jurisdiction) を設立地及び主たる事業所の所在地 (principal place of business) たる州にほぼ限定しようとするものと目されているDaimler 判決 (Daimler AG v. Bauman, 571 U.S. 117 (2014)) 法廷意見の傍論が、28 USC §1407の趣旨とは別に、§1404(a)による自己移送の範囲を限定するものでありうることに注意が必要と思われる。また、特別対人管轄 (specific personal jurisdiction) に関しても、連邦最高裁は、近時、薬害事案において、受訴裁判所が所在する州で問題となる薬品を購入あるいは服用した一部の原告(仮に州内原告という)と同様の経緯において被害を受けたというだけでは、他州において当該薬品を購入・服用した原告(仮に州外原告という)の請求に関して、

して移送されてきた事件につき自らトライアルを実施することが可能であると解されていた。しかし、後に連邦最高裁は、Lexecon 判決⁽²³⁾において、§1404(a)に基づき受送裁判所が自己に事件を移送することは§1407の趣旨に反し許されないとする判決を下し、このルートを排除するに至っている。

Lexecon 判決により、受送裁判所がMDLの構成要素である事件につきトライアルを実施することは、受送裁判所において当初から提起されている(JPMLによって移送されたものではない)事件、あるいは当事者双方が受送裁判所におけるトライアルの実施に合意した事件等に限られることになった⁽²⁴⁾。そのことは、MDLにおいて事件の集団的かつ終局的な解決は、ほぼ例外なく、後述する包括的和解によってもたらされるということの意味することになる。ただし、このことは、包括的和解に向けた交渉のためのベースラインを提供するために先行トライアル(bellwether trial)とし

州外原告が州内原告と共同して訴える場合であっても被告製薬会社に対する当該州裁判所の管轄権を認めることはできないと判断している。Bristol-Myers Squibb Co. v. Superior Court of California, San Francisco County, 582 U.S. ____, 137 S.Ct. 1773 (2017). よって現在では、受送裁判所が§1404によって自己移送することができる事件の範囲は、本文で紹介するLexecon判決なくしても、相当程度限定を受けるものとなっていた可能性がないではない。ただしBristol-Myers事件の法廷意見は、同判決が直接には州裁判所の管轄権についてのみ論じるものであり、連邦裁判所に関しては別論とされる可能性は残されているとしている。

(23) Lexecon v. Milberg Weiss Bershad Hynes, 523 U.S. 26 (1998). 判旨の紹介として、佐藤・前掲注(4) NBL 964号63頁。

(24) Duke Law Center for Judicial Studies, STANDARDS AND BEST PRACTICES FOR LARGE AND MASS-TORT MDLS 25 (2014). この他、逆送の後、受送裁判所の判事が、彼/彼女の本来の所属先ではない逆送先裁判所において、指名による(by designation)判事として当該事件の配点を受けるというアレンジも可能とされている。Id., 26.

て受送裁判所によるトライアルを実施することの存在意義を否定するものではない。先行トライアルは、上記のような例外を利用して少なからず行われている⁽²⁵⁾。

(3) 包括的和解による終局的解決

直前に確認したとおり、MDLにおいては、プレトライアル手続が終了すれば、事件はそれぞれ当初係属していた裁判所へと逆送される建前である。また受送裁判所においてトライアルを行う目的で§1404(a)に基づいて受送裁判所自身への移送を命じることは、Lexecon 判決により禁じられるに至った。

にもかかわらず、現在でも MDL の大多数は、以下のような理由により、逆送を待たず受送裁判所において終結する⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾。第一に、訴状却下やサマリ・ジャッジメント等⁽²⁸⁾、トライアル前における終局的裁判の申立てに対する審判が、プレトライアル手続の一部として受送裁判所が行う各種の申立てに対する審理・判断 (motion practice) に含まれる。第二に、民事訴訟終了事由の多くを占める和解の勧試もまたプレトライアル手続に含まれる⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾も

(25) *Id.*, 20.

(26) 連邦民事訴訟規則上、和解に訴訟終了効が認められているわけではなく、事件の終結は、当事者双方の合意に基づく訴えの取り下げによって、裁判所の判断を待たずにもたらされる。FED. R. CIV. P. 41(a)(1)(A)(i).

(27) 統計として、例えば、Duke Law Center for Judicial Studies, *supra* n. 24, xi.

(28) 集団訴訟の文脈において重要なクラス・アクションの認証 (certification) もプレトライアル手続に含まれる。

(29) 念のため、一般的に当地における和解率はわが国におけるより高く、民事訴訟がトライアルにまで進むことは少ないことに注意されたい。

(30) 念のため、トライアル段階における和解が禁止されているわけではないことに注意されたい。

のと理解されている。第三に、逆送の権限はJPML（のみ）が有しているものの、JPMLは受送裁判所の意に反して逆送を命じることに消極的であり、⁽³¹⁾ 受送裁判所も自らの下で和解等によってMDLを終結に導くことを望む傾向にあることが挙げられる。

このようにして、MDLは、立法時に意図されていたか⁽³²⁾はともかく、実質的には、積極的に訴訟管理を行う受送裁判所のもとで事件の終結が図られる手続として機能している。そして、次に紹介するように、MDLにおける上記のような事件処理においては、各原告との間で事件を（多くの場合完全成功報酬契約の下）受任している多数の原告側弁護士を受送裁判所のイニシアティブによって組織化するという特徴的な実務が発達することとなった。

（４）原告側弁護士の組織化

ア（原告）運営委員会（(Plaintiffs) Steering Committee, (P)SC）

前提として、JPMLによる移送・併合は、訴訟当事者・代理人間の関係を当然に変更するものではないから、受送裁判所においても、各原告が当初選任した訴訟代理人弁護士の地位は維持される建前である。しかし、MDLにおいてプレトリアル、とりわけディスカバリ手続を「効率的」

(31) 当事者はJPMLに対し逆送を申し立てることができるが、JPMLが受送裁判所が逆送に賛成していないにもかかわらず逆送を命じることはまれであるとされる。また逆送申立てを却下したJPMLの判断に対する上訴の機会は、当初の移送決定に対する場合と同様、限定的である（いわゆる職務執行令状 writ of mandamus の発行を求める他ない）。See, 28 USC § 1407 (e).

(32) 近時の研究によれば、MDLの創設に関与した連邦判事らにとって、プレトリアルに限るという文言上の制限は、議会を説得する方便としての側面が強く、したがって、近時の展開は彼ら起草者の意思と矛盾するものではない、とも指摘されている。Bradt, *supra* n. 19, 907.

に行うというミッションを帯びる受送裁判所にとつて⁽³³⁾、各代理人がばらばらに（自らの依頼者たる原告の利益を図るためであるとしても）これらの手続を遂行しようとすることは、無用な事務の重複、場合によっては混乱を生むことになり、望ましいとはいえない。そこで MDL において発展することとなったのが、原告代理人の中から各請求に共通して必要となる共益的作業（common benefit work, CBW）を行う弁護士を受送裁判所が選抜するという方法である。よくみられるのは、受送裁判所が、CBW の遂行のため複数の弁護士により構成される運営委員会（Plaintiffs Steering Committee, PSC）の構成員を選抜し、その中からさらに主任代理人（Lead Counsel）を選任することであるが、機関構成とその名称、員数、職掌分担等が法定されているわけではなく、実際にも事件ごとに柔軟に定められているようである。⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾

⁽³⁶⁾主任代理人及び PSC の職務は、原告らにとって共通の争点に関するディスカバリの実施⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾のほか、より広く、プレトライアル手続における原告側の

(33) もっとも、効率化を時間的・経済的コストの節約と捉えるならば、トレード・オフを考えない限り、制度運営者のみならず制度利用者の側にとつてもさしあたり望ましいことと一応考えることができる。

(34) 例えば、ディスカバリの遂行を担当する弁護士と和解交渉を担当する弁護士とを別々に選任したり、原告の中で利害状況が異なるグループがあれば、それぞれの利益を代表する弁護士を選任する場合もある。そういった意味でも「代表弁護士の制度がある（have the system of lead counsel）」（ワインスタイン＝永野・前掲注（1）70・98頁という表現（傍点は筆者）は、誤りではないが、やや注意して理解する必要がある。

(35) 例えば、PSC とは別に、裁判所・被告側との連絡窓口として日程調整等を担当する連絡代理人 Liason Counsel ないし連絡委員会 Liason committee が選任される場合がある。

(36) 以下では、単に PSC というときには、区別して論じる必要がある場合を除いて、主任弁護士及び PSC の構成員を含む意味で用いる。

(37) 必要な業務の質・量・地域的偏在等によっては、PSC が非構成員に

活動全般に及ぶことが通常である。ゆえに主任代理人及びPSCは、各種申立ての提起及び相手方の申立てに対する応答の他、当該MDLの全体（時にはMDLに未合流の、あるいは訴え提起さえされていない潜在的な事件までを含みうる）にかかわる包括的和解（Global Settlement）に向けた交渉の⁽³⁹⁾一方当事者の役割をも果たすことが一般的となっている。このことが、本稿の関心からはさらに重要である。

イ 周縁代理人の地位

ところで、主任代理人を含むPSC構成員によるCBWの遂行は、原告側弁護士のうち、そこに選任されなかった者である周縁弁護士（peripheral lawyers）の地位・役割にねじれないしは変容をもたらす可能性がある。彼らは、PSCからの委託がない限り、CBWに含まれる範囲の訴訟活動を独自の判断においてすることができなくなり、その意味で「周縁（periphery）」に置かれることになるからである。しかし、彼らにとって直接の依頼人である各原告との関係における彼らの義務と権利（訴訟追行・助言とその対価としての報酬）は、そのことから直ちに影響を受けるわけではないから、一方で周縁弁護士は、義務の履行に関して、PSCの負担（によるCBWの遂行）によって獲得された成果であるところの証拠や情報、さらには和解案に「ただ乗り」することが可能となる。他方で、彼らの権利であるところの報酬に関する約定は当然には影響を受けない。よって周縁

CBWの一部の実施を委任する場合もある。

(38) 労務だけでなく、成功報酬契約のもとでは原告代理人は費用も負担することになるが、CBWに関してはPSCが少なくとも当座必要となる費用を出捐することが多いようである。Duke Law Center for Judicial Studies, *supra* n.24, 66.

(39) 和解交渉に関連して、先行トライアル（bellwether trial）に付す候補となる原告を選択することも、CBWに含められることが一般的である。

弁護士は、PSCが存在しない場合と同様に、依頼人が獲得する和解金等から約定通りの成功報酬 (contingency fee) を受け取ることができるということになりそうである。

ウ 報酬の再分配

しかし、そのことは、CBW 遂行のための費用と労務を提供し、敗訴リスクをより大きく抱えることになる PSC 構成員との関係において不均衡を生じるようにもみえる。もしこの状況を放置すれば、PSC は CBW の遂行に過少なインセンティブしか有しないこととなり、それは全ての原告にとって不利益な結果を招きかねないとも考えられる。このような懸念に基づき、受送裁判所の裁判官は、周縁弁護士の報酬からその一部を徴し、これをもって CBW を遂行する対価として PSC 構成員への追加的報酬 (common benefit fee) に充てるという実務をも発展させることとなった。⁽⁴⁰⁾ ただし、周縁弁護士から PSC 構成員へのこのような報酬再分配、とくにそれを受送裁判所が命じることについては批判もある。批判は端的に法的根拠が明らかでないことにも向けられているが、その点を措いても、なお

(40) See generally, Eldon E. Fallon, *Common Benefit Fees in Multidistrict Litigation*, 74 LA. L. REV. 370, 374 (2014).

(41) 背後には、厳密にはクラス・アクションにおける代表原告およびクラス・カウンシルの報酬についても共通である、サービスの受益者 (クラス構成員・MDLにおける原告) と直接の契約関係に立たない者が報酬を受け取ることの根拠如何という根本的な問題がある。この問題は、判例法上のコモン・ファンド (common fund) 理論 (コモン・ファンド理論については、さしあたり、金子宏直・民事訴訟費用の負担原則 (勁草書房, 1998) 202頁以下など参照。) 及びこれを前提にクラス・アクションにおけるクラス・カウンシルの報酬について定める連邦民事訴訟規則23(h)条によって、クラス・アクションの文脈では一定の解決が図られているが、MDLにこれらを援用すること、あるいは他の理由による報酬再分配の正

以下のような疑問が指摘されうる。すなわち、PSC 構成員も周縁弁護士と同様に自身の依頼者を抱えており、彼らと成功報酬契約を結んでいるのであるから、CBW が自身の依頼者の利益のため必要な活動と重なり合う限り、PSC 構成員が CBW を遂行するのは当然のことである。したがって、その遂行に追加的報酬をもって報いる必要があることは必ずしも自明ではない⁽⁴²⁾。仮に PSC 構成員に CBW を遂行するインセンティブが不足していることがありうるとしても、例えば、訴訟の結果につき最大の利害関係（最も多くの依頼者あるいは合計して多額の請求を代表している）弁護士（ら）が PSC を構成することによって問題を緩和することも考えられる⁽⁴³⁾。他方、周縁弁護士は自ら CBW を行うことがないとしても、PSC による訴訟追行を監視し、その結果を受容すべきかについて依頼者に助言する等の責任をなお負うのであり⁽⁴⁴⁾、周縁弁護士から報酬を剥奪することは、彼らがこうした責任を果たすインセンティブを損なうことにもなりかねない。

当化が果たして、またいかなる意味で可能であるのかは十分には明らかにされていない。なお同様の問題は、わが国においても、例えば、消費者裁判手続特例法上の被害回復手続を行う特定適格消費者団体が手続に参加する、あるいは参加しないにもかかわらず間接的にその恩恵に与っている可能性のある消費者に対して、費用あるいは報酬（その区別がそもそも困難とも思われるが）の負担を要求することの可否といった形で顕在化する可能性がある。

(42) Charles Silver & Geoffrey P. Miller, *The Quasi-Class Action Method of Managing Multi-District Litigations: Problems and a Proposal*, 63 *VAND. L. REV.* 105, 146 (2010).

(43) *Id.*, 159.

(44) *See, Id.*, 128.

2 MDLにおける包括的和解

(1) 包括的和解 (global settlement)

すでに触れたように、MDLにおいては、共通争点に関するディスカバリー等の実施と並行して、PSCと被告の間で和解に向けた交渉（先行トライアルの実施も含む）が行われ、逆送に至ることなく和解によって事件の終結をみることが多い。しかも、そうした和解の多くは、MDLに関連する請求を広範に対象に含む包括的な和解 (global settlement) であり、これによって、MDLは、前述のように集団訴訟を包括的かつ終局的に処理する枠組として機能することになる。

シニカルな見方をすれば、包括的和解が好まれるのは、後訴のリスクを排除したい被告とCBWの対価たる報酬を最大化したいPSC、さらには迅速な事件処理を期待する受送裁判所の利害が一致することの帰結であるとも考える。とりわけ、逆送に関する判断の権限を事実上受送裁判所が握っている（前記1(3)）ことは、受送裁判所が包括的和解の成立を期待している限り、PSCも被告も交渉のテーブルから逃れることが容易ではないことを意味する。

しかし、後訴のリスクを排除して被告に平和をもたらすことで追加的な和解金支払（ピース・プレミアム peace premium）を引き出せる場合があることを考慮に入れるならば、PSCが包括的和解を望むことが、原告の、少なくとも集団的な利益⁽⁴⁵⁾に適っている場合も想定されよう。そうでなくとも、大規模事件の早期解決とそれによる裁判所の混雑解消は、トレード・

(45) もっとも、原告は自明に何らかの団体性を有しているわけではなく、その意味では、受取金額の「総和」が増えることに意義が見出せるのかどうかも自明ではない。したがって、原告の利益を足し合わせた合計の大きさを論じることに果たして、またいかなる意味を見出すことができるのかは、少なくとも理論的には別途問題として残される。

オフを考えなければ望ましいことではあるように思われる。だとすれば、包括的和解は、被告・PSC・受送裁判所に利益をもたらすものであるのだとしても、原告らにとって不利益なものであるとは当然にはいえない。

もっとも、主任代理人もPSCも、自らが代理人を務めている原告の請求以外について和解する権限を当然に有しているわけではない。⁽⁴⁶⁾ それにもかかわらず、包括的和解はどのようにして実現されているのであろうか。そのメカニズムは以下で触れられることになるが、大きくは、クラス・アクションによるものとよらないものに分類される。

（２）非クラス・アクション型和解

ア 概略

後述するクラス・アクションとしての再構成を行わない（あるいは、行ったとしてもクラス認証・和解承認を受けられる見通しが立たない）場合、いわゆるオプト・アウト方式によることはできず、したがって、最終的な和解の成立は個々の原告が同意して和解に加わる（オプト・イン）ことを待つ必要がある。繰り返しになるが、PSCは、各原告の代理人たる地位にあるわけではないからである。この場合、PSCと被告が基本的な和解案について交渉・合意した（さらに、多くの場合受送裁判所の同意を得た）上で、各原告にこの和解案に乗るか、独自に訴訟進行を続けるのかの判断を委ねるといった方法ないし手順が採られることになる。

もっとも、このような和解が包括的和解としての実をあげるためには、

(46) 同一の弁護士によって代理されている多数人の請求についての包括的和解に関しては、内海・前掲注(8)193頁以下を参照。その場合、弁護士倫理上のルールである集団的和解準則（Aggregate Settlement Rule, ASR）による厳格な規制が及ぶのに対し、MDLでは、包括的和解の交渉に当たるPSCの構成員は多くの原告にとって直接の代理人ではない。

大多数の原告のオプト・インが確保される必要がある。そこで被告としては、希望する数・割合の原告がオプト・インしない場合には和解から退出(walk away)する権利を留保するいわゆる Walk Away 条項の挿入を要求することになる。Walk Away 条項の挿入により、被告は、支払う対価に値するだけの平和(訴訟リスクの減少)をもたらす和解にだけ応じることができることになる⁽⁴⁷⁾。一方、Walk Away 条項が被告側のオプション(選択権)を意味する限り、その採用は原告側にとって直接には有利なものではないが、ピース・プレミアムを含んだ和解金額を獲得するために必要な譲歩であるとするれば、その受け入れが直ちに原告らの利益に反する不適切なものであると断じることが難しい。ただし、このことによって、以下に触れるように、包括的和解の成立を望ましいと考える者、典型的にはこれを含む和解案に合意した PSC 構成員には、Walk Away 条項をクリアするだけの原告の参加を確保しようとするインセンティブが強まることは否定できない。

イ 二段階和解

ところで、PSC と被告の交渉によって締結される和解案は、それ自体としては被告と原告代理人たる弁護士の間における合意、あるいはそのひな形にすぎない。和解案の提示を受けて、原告側弁護士は、自らの依頼人に対し、和解(弁護士＝被告間の和解)に定める内容での原告＝被告間におけるいわば第二の和解を提案し、原告が参加を希望すればこれを成立さ

(47) Walk Away 条項が挿入される理由としては、いわゆる逆選択の問題、すなわち、勝ち目の薄い原告ほど和解に参加しようとすることによって、被告が敗訴する危険の大きい原告だけとの間のトライアルが残るという事態を避けたい被告側の事情も指摘される。浅香・前掲注(4)東大法科大学院ローレビュー11号218頁、内海・前掲注(8)23頁参照。

せることになる。⁽⁴⁸⁾非クラス・アクション型の包括的和解が有するこのような二段階構造は、以下のようなインプリケーションを持つ。すなわち、和解案は当事者である原告らを直接に拘束するものではないが、他方で、自らの依頼人である原告を和解案に基づく和解に参加させようとする弁護士は、和解案の直接の名宛人として、そこに付されている諸条項に拘束される可能性がある。そして、このような構造が、十分に多数の原告らを和解に参加させるための、包括的和解の早期成立を望むPSC構成員と被告による「仕掛け」として、例えば以下のような形で利用されることになる。

ウ 和解参加を促す手法⁽⁴⁹⁾

まず、和解案には、しばしば、原告側、とりわけ周縁弁護士の活動に制限を加える条項が挿入される。例えば、ある周縁弁護士がその抱える依頼者たる原告を和解に参加させたいと望むならば、①自分が抱える全ての依頼者に和解に参加することを推奨しなければならず、②和解を拒否する依頼者との関係では代理人を辞任し、③当該依頼者からの報酬等（他の弁護士を紹介して紹介料として報酬の一部を受け取ることを含む）を辞退しなければならぬ、⁽⁵⁰⁾といった条項である。これらの条項の影響下にある弁護

(48) なお、MDLにおける包括的和解の隆盛には、トライアルで多額の懲罰的賠償を獲得する期待の低下があるとの指摘もある（*See, State Farm Mutual Automobile Insurance Co. v. Campbell et al.*, 538 U.S. 408.）。周縁弁護士にとって、依頼者に第二の和解への参加を拒否させてトライアルに持ち込んだ場合に得られる金額の期待値が低下すればするほど、第二の和解への参加を促してこれを早期に成立させ、PSCによる課税を受けるとしても一定の報酬を確保することの経済合理性は高まることになる。See, William B. Rubenstein, *Procedure and Society: An Essay for Steve Yeazell*, 61 UCLA L. REV. DISC. 136, 144 (2013).

(49) *See Generally*, Theodore Rave, *Closure Provisions in MDL Settlements*, 85 FORDHAM L. REV. 2175.

士に代理されている原告は、代理人の、和解が依頼者にとって適切であるかに関する当該弁護士の真の判断とは異なるかもしれない助言に従い、あるいは、助言に従わず訴訟を続行したいと望んだとしても、他の弁護士へのアクセスの問題への懸念などから、和解を受け入れる方向へと傾かざるをえないことが、形式的にはなお和解への参加の判断権を有しているとしても、予想されうる。こうした条項の少なくとも一部に対しては、各原告の自律的意思決定を妨げ和解参加を強圧的に促すものであり、また弁護士倫理に反する可能性もあるものとして、その効力ないし適法性に疑いを挟む余地もないわけではない。しかし周縁弁護士にとっては、SPCに報酬の一部を奪われるとしても、SPCによるCBWの成果である包括的和解に自分の依頼人を参加させることで、勝訴できるとは限らないトライアルにさらなる投資をすることを回避し、かつ、一部をSPC構成員に差し出さざるをえないとしても、なお一定の報酬を受け取るとはできるとすれば、それは必ずしも悪い話というわけではないから、⁽⁵¹⁾周縁弁護士がこうした条項の有効性を争って和解への不参加を助言することを期待することは容易ではない。

もっとも、前述のように、PSCがピース・プレミアムの捕獲と分配を目指すことに正当性を認める余地があるとすれば、これらが原告の和解参加を強圧的に促すものとしても、その一事をもって直ちに不当と断ずることができるかには議論の余地がある。そのような視点からは、むしろ後述する裁判所による監督等によって、包括的和解の内容的正当性と手続的正統性を担保していくという方向が模索されることになる。

(50) *Id.*, 2191.

(51) 前掲注(48)参照。

(3) クラス・アクションとしての和解

その端的な方法として近時浮上してきたのが、MDLの全部又は大部分をクラス・アクションとして再構成することである。この方法は、最近、メキシコ湾原油流出事故、NFL選手(OB)の後遺脳機能障害に関する集団訴訟、そしてフォルクスワーゲン社の排出ガス規制違反を巡る集団訴訟等の社会的関心の高い事件において相次いで用いられて⁽⁵²⁾おり、一定の注目を集めている。

これらの事件では、PSCがクラス・アクションとしての訴状を新たに受送裁判所に提出することによってクラス・アクションとしての再構成が試みられている。このような場合には、和解条項に関する基本的な合意ができた時点ではじめてクラス認証と和解の承認の申立てが同時になされるから、ここでのクラス・アクションは、被告がクラスの認証に反対せず、またトライアルによる解決が想定されていないという点で和解型クラス・アクション(settlement(-only) class action)の性格を有することになる⁽⁵³⁾。この方法によれば、いわゆるオプト・アウト方式、すなわち、明示的なクラスからの除外申出がなされない限り、クラスの定義に含まれる者を全て和解に取り込むことができることの他、PSC構成員がクラス・カウンシ

(52) In re: Volkswagen “Clean Diesel” Marketing, Sales Practices, and Products Liability Litigation (Pretrial Order No. 8: Initial Case Management) (2016), available at <http://www.cand.uscourts.gov/crb/vwmdl> (Last visited at 22/10/2018), In re: National Football League Players’ Concussion Injury Litigation, 961 F. Supp. 2d 708 (2014), In re: Oil Spill by the Oil Rig “Deep water Horizon” in the Gulf of Mexico, on April 20, 2010, 910 F. Supp. 2d 891 (E. D. La. 2012).

(53) ただしMDLを基盤としないクラス・アクションと異なり、被告は、クラス認証の要件を満たしていないと主張して争うことのみによって集団訴訟そのものを消滅させることはできない。クラス認証が却下された場合でも、MDLとして訴訟は存続するからである。

ルとなることにより、彼らに対する報酬支払い、さらには和解内容について裁判所が審査を行うことについても、連邦民事訴訟規則23条に根拠を求めることができることになる。その一方で、同条が定める規制、クラス認証・和解承認の要件あるいは上訴審によるレビューなどを満たす必要がある⁽⁵⁴⁾。したがってこの手法は、原告に多様性があればあるほどハードルが高いものとなる。実際、冒頭で触れた1990年代の判例を前提とすればその認証は困難であるようにも思われるところであるが、少なくとも上記の3件ではクラス認証・和解承認を得ることに現在までのところ成功しているようである⁽⁵⁵⁾。

(4) 受送裁判所の役割

ア 和解の監督者としての受送裁判所

最後に、これら包括的和解において受送裁判所が果たしている役割につ

(54) 2018年の連邦民事訴訟規則23(e)条改正は、必ずしもMDLにおけるものに限らないが、和解(のみ)を目的としてクラス・アクションを利用すること、より具体的には、クラスとしての認証と和解の承認を同時に申立て、クラス構成員への通知を一度で済ませようとする運用を、条文上認知しようとするものともいえる。具体的には、「認証済みのクラス」に加えて「和解のためにその認証が提案されているクラス」のための和解が裁判所の承認手続の対象となりうることが明文化されている。

(55) MDLにおける原告らは、自ら積極的に訴えを提起したものである場合が多く、典型的なクラス・アクションにおけるクラス構成員よりも訴訟への関与(クラス・カウンシルの監視)に積極的である可能性が高い。加えて、1990年代に比べて、インターネット、さらにはSNS等の普及によって、クラス構成員の手続関与に対するハードルは低下しているとも指摘されている。後者を重視すれば、クラス・アクションによる和解の利用はMDLの文脈を超えて再拡大していく可能性もあるかもしれない。See, Elizabeth Cabraser and Samuel Issacharoff, *The Participatory Class Action*, 92 N.Y.U. L. REV. 846 (2017).

いて触れる。前述の通り、受送裁判所はプレトリアル手続の進行に積極的な関与を行うが、被告とPSCの間で進められる包括的和解に向けた交渉に直接的に介入することは多くなく、代わりに、和解調停者としての役割を special master あるいは magistrate judge に委嘱することが多いようである。しかし、受送裁判所自身も、定期的な進行協議期日 (Status Conference)⁽⁵⁶⁾、各種の申立てに対する審理判断、さらには先行トライアルの主⁽⁵⁷⁾宰等を通じて、和解交渉の進行状況を継続的に把握しているのが通常である。そして、そのような過程で得られた知見をもとに、被告・PSC間で仮に合意された和解案について審査・承認を行うのである。クラス・アクション型和解であれば、連邦民事訴訟規則23(e)条がそのような権限の根拠となる。他方、非クラス・アクション型和解については、受送裁判所に⁽⁵⁸⁾そうした権限を基礎付ける積極的な根拠が乏しいことが指摘されている。⁽⁵⁹⁾クラス・アクション型和解は、包括的和解をそのような観点からの攻撃に

(56) Duke Law Center for Judicial Studies, *supra* n.27, 5. 実例として, In re: Volkswagen “Clean Diesel” Marketing, Sales Practices, and Products Liability Litigation, *supra* n. 52, 2.

(57) ただし, Lexecon 判決の後, 受送裁判所が先行トライアルを実施する方法は, 受送裁判所に提起された(移送されてきていない)請求, 当事者双方の合意がある場合に限られる。対象事件を逆送した後, 受送裁判所判事が逆送先の地方裁判所において当該事件の配点を受けるといったアレンジがなされる場合もある。

(58) MDLを「擬似クラス・アクション」quasi-class action と称する向きは, 連邦民事訴訟規則の規律を借用して受送裁判所のこうした行為を正当化しようとする際に用いられたが, どこまで成功しているかは明らかでない。浅香・前掲注(4)東大法科大学院ローレビュー11号220頁参照。

(59) 拘束力はなくとも, 裁判所の和解案に対する意見が示されることによって, 原告らが適切に和解への賛否を決定できるようになる機能が期待できるとの分析もある。Andrew Bradt & Theodore Rave, *The Information-Forcing Role of the Judge in Multidistrict Litigation*, 105 CAL. L. REV. 1259 (2017).

備えるために利用され始めているものともいえる。結局、包括的和解を契約自由の問題として野放しに認めることも、(可能かどうかは別として)禁止することも適切ではないとすれば、裁判所の監視の下で認めるというのが一つの落とし所として魅力的であることは否定しにくい。⁽⁶⁰⁾

イ 和解の支援者としての受送裁判所

クラス・アクションとしての和解では、連邦民事訴訟規則23(e)条に基づく裁判所の和解承認により、クラスに含まれ、オプト・アウトの申出をしなかった原告に対して和解の拘束力が生じることになる。これに対して、非クラス・アクション型和解の場合には、裁判所による和解案の承認がされたとしても、原告との関係で直ちに和解の拘束力が生じることはない。Walk Away 条項に定められた閾値を上回る数の原告が和解に参加することによってはじめて、原告・被告間において真の意味での和解が成立するのである。このような状況で和解案を承認した受送裁判所は、例えば以下のような形で、当該和解案が原告の支持・参加を得て最終的解決をもたらすことを直接・間接に支援しようとする場合がある。

もっとも、間接的な支援は受送裁判所の具体的なアクションを必ずしも必要としない。というのも、受送裁判所は逆走のタイミングについて強い発言権を有しているから、和解に参加しない原告がトライアルへ進むことを事実上阻止できる地位にあり、そのため、受送裁判所が和解案を支持している場合には、ある原告が和解案への不満から和解への参加を拒否したとしても、適時に逆送への賛成を得てトライアルへと進むことができるかに不安を感じざるをえないからである。受送裁判所が和解に賛意を示す以上のことを何もしなかったとしても、原告にとって、和解案への参加を控

(60) *Id.*, 1305.

える判断は容易なものではないのである。加えて、受送裁判所は、和解案を承認する際に、当該和解案を公正なものとする理由を具体的に示す他、遠隔地にいる原告のために、自ら各地に赴いて説明のための会合を開催することもある。受送裁判所のこうした動きは、少なくとも事実上のレベルにおいて、原告に和解への参加を直接的に、又は交渉当事者からの勧誘に説得力を付与するものとして間接的に促す役割を果たすことになる。また裁判所が和解案を支持することにより、前述した倫理上の疑念（(2)ウ）が少なくとも事実上緩和されるであろうことも見逃せない。

さらに受送裁判所は、より積極的に、和解に同意しない原告に対して圧力をかける手段を講じる場合もある。その方法の一つとして *Lone Pine* 命令がある。*Lone Pine* 命令とは、典型的には、不提出の場合にはその請求を後訴禁止効つきで (with prejudice) 却下すると予告した上で、対象となる原告に対し期限を定めて請求を基礎づける一定の証拠等の提出を求める⁽⁶¹⁾ものである。*Lone Pine* 命令に原告が適切に対応することは必ずしも容易ではない（原告は、前記ウ(iii)における②③のような条項により代理人を失っている可能性もある）ことから、実際に発令されるかどうかは別として、その威嚇だけでも、和解への参加をさらに促す効果が期待されるわけである。

三 結語に代えて

以上に見てきたように、現代のMDLにおいては、28 USC §1407によってJPMLと受送裁判所に与えられる強力な権限によって、PSCと被告の間における包括的和解に向けた、しかも交渉からの退出が事実上困難な交

(61) Rave, *supra* n. 49, 2185. 実例として, In re Vioxx Products Liability Litigation, 388 Fed. Appx. 391 (2010).

渉の場が設定される。一方PSCと被告は、各原告が自らの請求についての最終的な処分権を有するという建前を正面から掘り崩すことなしに、包括的和解を成立させるため、包括的和解案に様々な工夫を施すに至っており、これによって、各原告は、和解への参加に強圧的に同意させられている可能性さえある。こうした「仕掛け」が、例えばPSC構成員による自己利益の追求⁽⁶²⁾のために用いられ、全部又は一部の原告の利益が犠牲にされているとすれば大きな問題である一方、こうした仕掛けによってピース・プレミアムの支払（と呼ぶ必要があるかはともかく、和解金等の積増し）を被告に納得させることが可能になっているのだとすれば、直ちに原告らにとって不利益なことが行われていると断ずることも難しい。受送裁判所は、このような「仕掛け」の危険性と有用性を認めつつ、和解案に対して、権限がはっきりしないにもかかわらず審査を行う一方、和解案の合理性を承認した後は、意図しているかどうかはともかく、「仕掛け」の片棒を担いでいるように見受けられるのである。その評価は多様でありうるが、MDLが現在のアメリカにおいてもっとも実効的に機能している集団訴訟

(62) 典型的には、SPCが彼らの遂行するCBWの質・量とその包括的和解への貢献を過大評価し、過大な報酬・費用額を和解案の中に入れ込むことが考えられる。受送裁判所はその危険を踏まえて報酬額のコントロールを行なっているようにも見えるが、十分な成果を挙げているかどうかは明らかではない（Silver and Miller, *supra* n. 42, 131.）。一方で、仮に受送裁判所が報酬額を適切なものに止めることに成功しているとしても、SPC構成員には評判（重大困難な事件を円滑に包括的な解決に導いたとの評価を裁判所・被告・有力弁護士らから得ることができれば、後の事件におけるSPCその他重要ポストへの就任の機会が増すことになる）等、報酬以外の自己利益を追求するインセンティブもあることに注意する必要がある。実際、少数の者がMDLに関連する重要ポストを寡占する傾向も指摘されている（See, Elizabeth Chamblee Burch, *Monopolies in Multidistrict Litigation*, 70 VAND. L. REV. 67.）。

の解決の場と捉えられ、また利用されていることだけは事実といってよいように思われる。

残りわずかな紙幅を用いて日本に目を移すことが許されるならば、さしあたり以下のようなコメントが可能であるように思われる。MDLは、日本風にいえば争点・証拠整理手続のためだけに各地に分散して係属する事件を移送・併合しようとするものであり、かつ、その判断を行うためだけに特別の合議体が設置されているという、その基本的構造だけを見てもわが国の民事訴訟法にとって未知の異質な制度である。ましてや、これを利用して本稿で見てきたような包括的和解の成立を図るというようなことは、その導入を想像することさえ、少なくとも現在のところは困難という他ない⁽⁶³⁾。しかしながら、だからといってMDLの現状から学ぶべきことがないとも即断できるわけではない。MDLによる集団訴訟の包括的和解による解決は、誤解をおそれずにいえば、アメリカにおいても、やや無理のある制度の拡大的利用によるものであるようにみえるからである。だとすればMDLの隆盛は、大量不法行為事案等を機縁とする大規模な集団訴訟における包括的解決それ自体の望ましさ、意識的にせよ無意識にせよ当地において共有されていることのひとつの反映ともみられる。そのような見立てが的外れでないとすれば、そのような認識が日本に存在するか、伝統的

(63) もっとも、民事訴訟規則に近時新設されたその23条の2は、複数の訴訟代理人が存在する場合に「連絡担当訴訟代理人」を定め、「裁判所及び相手方との間の連絡、争点および証拠の整理の準備、和解条項案の作成その他審理が円滑に行われるために必要な行為」をすることを認めている(同第2項。ただし訴訟行為は除かれている)。このような文言だけをみる限り、連絡担当訴訟代理人の地位に、MDLにおけるSPC構成員等のそれと一定の共通性を見出すことは不可能ではなさそうである。しかし、連絡担当訴訟代理人の制度が集団訴訟の包括的解決のための梃子として機能する可能性は、少なくとも近い将来においては乏しいといってよいであろう。

にはしないとしても、今後も不要であるとみてよいのかということを開ける一つの端緒を与えるものとして、MDLにおける包括的和解のあり方がある程度立ち入って紹介することには一定の価値を見出せるのではないと思われる。仮に現在あるいは将来において、包括的解決の望ましさがわが国でも広く共有されることがあれば、そのときは、MDLにおける包括的和解のメカニズムもそれほど異質なものという印象を持たれなくなっているかもしれない。

筆者は、2016年秋から半年ほど、丸田隆先生とニューヨークの地で机を並べて勉強する機会に恵まれた。短い期間ではあったものの、折に触れて、先生のバイタリティにあふれるお姿から、(勝手に)多くを学ばせていただいた。甚だ拙い内容の本稿ではあるが、先生の変わらぬご活躍を祈念しつつここで筆をおくことを許されたい。

*本稿は、公益財団法人野村財団の研究助成による成果の一部である。また、本稿執筆の契機となったアメリカ合衆国における在外研究にあたっては、公益財団法人末延財団より奨学金の援助を賜った。

Note on How Global Settlements in US Multidistrict Litigations Work

Hirotoishi UCHIUMI

- I Introduction
- II MDL and Global Settlements
- III Summary and Potential Impact on Japanese Law

This essay introduces to Japanese audience how “global settlements” in recent Multidistrict Litigations in US can be made and bring substantial peace in mass tort or other large-scale disputes. Particularly, it puts some emphasis on not only *non-* or *quasi-* class action settlements, which have been regularly used but also *class* action settlements. You can see the latter type, where judges and parties dress the MDL at hand as class actions in order to legitimize and defend their global settlements from potential criticism, with borrowing the authority of Rule 23 of Federal Rules of Civil Procedure before they negotiate settlement terms, in a few high-profile MDL cases in these years. Additionally, this paper puts a very short comment on the possible implication of Global Settlements in MDL, from which Japanese law might be able to learn.

米
国
連
邦
裁
判
所
の
広
域
係
属
訴
訟
(
M
D
L
)
に
お
け
る
包
括
的
和
解
の
メ
カ
ニ
ズ
ム